

議案第1号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 明科地区森林委員会委員の項を削り、同表中「安曇野市」を削り、同表図書館長の項を削り、同表貞享義民記念館長の項の次に次のように加える。

文書館運営審議会委員			6,700	3,500
------------	--	--	-------	-------

別表第2 専門委員の項報酬の欄中「予算の範囲内で」を「日額2万円を超えない範囲内において」に改め、同表その他特別職の職員の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第2号

安曇野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市消防団員等公務災害補償条例（平成17年安曇野市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「から第5号」を「に該当する扶養親族については1人につき267円を、第3号から第6号」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第2条 安曇野市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改め、「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「433円」を「1人につき217円」に、「267円」を「333円」に改め、「第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合にあつては、そのうち1人については367円）を、」を削り、同条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の安曇野市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定は、平成29年4月1日以後に支給すべき事由の生じた安曇野市消防団員等公務災害条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正前の安曇野市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定に基づき、平成29年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3

月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。

- 4 第2条の規定による改正後の安曇野市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、平成30年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第3号

安曇野市税条例の一部を改正する条例

安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第40条第2項中「同項に規定する期間内において」を削る。

第62条の2第1項中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改め、「税率は」の次に「、申請により」を加え、「前条」を「第62条」に改め、同条第2項中「規定の適用を受けようと」を「申請を」に改め、同項第1号中「、氏名又は名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を「又は住所及び氏名（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め、同条を第62条の3とし、第62条の次に次の1条を加える。

（固定資産税の課税免除）

第62条の2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第2項第1号に規定する促進区域において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から同法第6条に規定する同意基本計画の計画期間内に同法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を設置した者については、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物を構成する減価償却資産（以下この条において「構築物」という。）（当該対象施設の用に供する部分に限るものとして、事務所等に係る部分を除く。）又はこれらの敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税は、申請により、新たに固定資産税を課することとなった年度以後3年度分に限り、課税を免除する。

2 前項の申請をする者は、課税免除を受けようとする年度の賦課期日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。申請事項に変更のあつた場合もまた同様とする。

- (1) 所有者の住所又は住所及び氏名（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称））
- (2) 土地の所在、地番、地目、地積、取得年月日、取得価格及び建設着手年月日
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、取得年月日及び取得価格

(4) 構築物の所在、資産の種類、資産の名称等、数量、取得年月日、取得価格及び耐用年数

第67条第2項中「、前項」を「前項」に改め、「同項の規定する期間内において」を削る。

第83条に次の1項を加える。

3 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第4号

安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例

安曇野市立認定こども園条例（平成28年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表安曇野市立三郷北部認定こども園の項住所の欄中「3324番地」を「3365番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第5号

安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年安曇野市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第6号

安曇野市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

(指定居宅介護支援事業の申請者の資格)

第2条 介護保険法第79条第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第7号

安曇野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定居宅介護支援（第3条―第30条）
- 第3章 基準該当居宅介護支援（第31条）
- 第4章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）居宅サービス計画 法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。
 - （2）指定居宅介護支援 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。
 - （3）基準該当居宅介護支援 法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

第2章 指定居宅介護支援

（基本方針）

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下この章において同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下この章において同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（介護支援専門員）

第4条 指定居宅介護支援事業者は、規則で定めるところにより、指定居宅介護支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに、指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員（次条第2項を除き、以下この章において「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

- 2 介護支援専門員のうち1人は、常勤でなければならない。

（管理者）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。
- 3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（重要事項の説明等）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定居宅介護支援を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に定める基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることなどにつき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の

技術を利用する方法であって規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(サービス提供拒否の禁止)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービスの提供が困難である場合の措置)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域(第19条において「通常の事業の実施地域」という。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、その者に対する他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者に対し指定居宅介護支援を提供しようとする場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要介護認定(法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。以下この章において同じ。)の有無及び有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意向を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定を受けていない者から利用の申込みがあった場合には、その者が法第27条第1項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合には、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に係る法第28条第2項の規定による要介護認定の更新の申請が当該要介護認定の有効期間の満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(身分証明書)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員にその身分を証する書類を携行させ、初めて訪問する場合及び利用者又はその家族から求めがあった場合は、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した場合は、規則で定めるところにより、利用者から利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この章において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用料のほか、規則で定める場合には、規則で定める費用の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(基本的な取扱方針)

第13条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援は、第3条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行われなければならない。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならないこと。

(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又はその家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならないこと。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならないこと。

(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者のサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。以下この条及び第30条において同じ。)が提供するサービスの内容及び利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しなければならないこと。

(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成しようとする場合は、適切な方法により、利用者の有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等の状況その他の置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。

(7) 介護支援専門員は、前号の規定による解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、その理解を得なければならない。

(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についての第6号の規定により把握した解決すべき課題の内容に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が

提供される体制を勘案して、当該課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、次に掲げる事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならないこと。

ア 利用者及びその家族の生活に対する意向

イ 総合的な援助の方針

ウ 生活全般の解決すべき課題

エ 提供されるサービスの目標及びその達成時期

オ サービスの種類、内容及び利用料

カ サービスを提供する上での留意事項

- (9) 介護支援専門員は、利用者及びその家族の参加を基本とするサービス担当者会議（当該介護支援専門員及び指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）により構成する会議をいう。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を聴かなければならないこと。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を聴くことができる。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容について、指定居宅サービス等が保険給付の対象であるか否かを区分した上で、利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならないこと。
- (11) 介護支援専門員は、前号の同意を得て居宅サービス計画を作成した場合は、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならないこと。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画その他の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）等に定められた計画の提出を求めなければならないこと。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づきサービスが提供されている間、その実施状況等の把握を行い、必要に応じて当該居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないこと。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた場合その他必要と認める場合は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供しなければならないこと。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況等の把握に当たっては、利用者及びその家族並びに指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、1月に1回以上、次に定めるところにより行わなければならないこと。
- ア 利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

- イ 第13号の規定により把握した実施状況等を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合には、第9号に規定するサービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を聴かなければならないこと。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を聴くことができる。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項の規定により申請した要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、居宅サービス計画の変更について準用するものであること。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入所若しくは入院を希望する場合には、その者に対し、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行わなければならないこと。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退所又は退院をしようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、その者に対し、居宅サービス計画の作成その他の援助を行わなければならないこと。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないこと。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、その者の同意を得て主治の医師等の意見を聴かなければならないこと。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないこと。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されている場合は当該留意事項を尊重して行わなければならないこと。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合には、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、その者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期

入所療養介護を利用する日数がその者に係る要介護認定の有効期間の日数のおおむね半数を超えないようにしなければならないこと。

- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、随時第9号に規定するサービス担当者会議の開催により、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、当該必要性がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならないこと。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないこと。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見の記載がある場合にはその趣旨を、法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類についての記載がある場合にはその趣旨及びその変更の申請ができる旨をその者に説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならないこと。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた場合において、当該利用者が法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者等の介護予防支援の利用を希望するときは、当該指定介護予防支援事業者等と当該利用者に係る必要な情報を提供するなどの連携を図らなければならないこと。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者から同項に規定する指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、自ら行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう留意しなければならないこと。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定により、同条第1項に規定する会議から同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこと。

(法定代理受領サービス等に係る報告)

第15条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、居宅サービス計画に位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり同条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る同項に規定する指定居宅サービスをいう。）に該当するものに関する情報を記載した文書を、市町村（同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条及び第27条において同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、毎月、居宅サービス計画に位置付けられている法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に関する事務に必

要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第16条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の指定居宅介護支援事業者の指定居宅介護支援の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた場合その他利用者から申出があった場合には、その者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（市町村への通知）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

- （1） 正当な理由なく法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより、要介護状態を悪化させたと認められる場合。
- （2） 偽りその他不正の行為によって法による保険給付の支給を受け、又は受けようとした場合。

（管理者の責務）

第18条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に第6条から第30条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

（運営規程）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- （1） 事業の目的及び運営の方針
- （2） 従業者の職種、員数及び職務の内容
- （3） 営業日及び営業時間
- （4） 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- （5） 通常の事業の実施地域
- （6） その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第20条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(区画及び設備等)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

(健康管理等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(重要事項の掲示)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第24条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、第14条第9号に規定するサービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかななければならない。

(広告)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益收受等の禁止)

第26条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者その他の事業者によるサービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者その他の事業者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者その他の事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者その他の事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援に係る苦情に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に係る苦情に関し、国民健康保険団体連合会が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかにその者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 第14条第13号の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに作成した次に掲げる記録

ア 居宅サービス計画

イ 第14条第6号の規定により把握した解決すべき課題の記録

ウ 第14条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第14条第13号の規定により把握した実施状況等の記録

(3) 第17条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

第3章 基準該当居宅介護支援

(基準該当居宅介護支援の事業の基準)

第31条 前章(第27条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条第20号の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第8号

安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例

安曇野市介護保険条例（平成17年安曇野市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第1号中「32,400円」を「34,200円」に改め、同項第2号中「42,120円」を「44,460円」に改め、同項第3号中「48,600円」を「51,300円」に改め、同項第4号中「58,320円」を「61,560円」に改め、同項第5号中「64,800円」を「68,400円」に改め、同項第6号中「77,760円」を「82,080円」に改め、同号ア中「いう。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同号イ中「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」を「又は第10号イ」に改め、同項第7号中「81,000円」を「88,920円」に改め、同号ア中「125万円」を「200万円」に改め、同号イ中「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」を「又は第10号イ」に改め、同項第8号中「84,240円」を「102,600円」に改め、同号ア中「190万円」を「300万円」に改め、同号イ中「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」を「又は第10号イ」に改め、同項第9号中「97,200円」を「116,280円」に改め、同号ア中「290万円」を「400万円」に改め、同号イ中「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」を「又は次号イ」に改め、同項第10号中「103,680円」を「123,120円」に改め、同号ア中「300万円」を「600万円」に改め、同号イ中「、次号イ又は第12号イ」を削り、同項第11号及び第12号を削り、同項第13号中「123,120円」を「129,960円」に改め、同号を同項第11号とし、同条第2項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「29,160円」を「30,780円」に改める。

第24条中「第1号」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安曇野市介護保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成29年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

（平成30年度の普通徴収の特例）

- 3 第5条の規定にかかわらず、平成30年度において課税情報が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間

において到来する納期において徴収すべき保険料については、当該年度の保険料の賦課期日における前年度の課税情報を用いて、この条例による改正後の安曇野市介護保険条例第2条の規定を適用して保険料の額を算定し、平成30年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第9号

安曇野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安曇野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年安曇野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第5節 共生型地域密着型通所介護に関する基準（第59条の21・第59条の22）

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」に、「第59条の21・第59条の22」を「第59条の23・第59条の24」に、「第59条の23・第59条の24」を「第59条の25・第59条の26」に、「第59条の25・第59条の26」を「第59条の27・第59条の28」に、「第59条の27—第59条の38」を「第59条の29—第59条の40」に改める。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第14条中「介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例（平成26年長野県条例第37号）」を「安曇野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年安曇野市条例 号）」に、「第59条の28及び第59条の29」を「第59条の30及び第59条の31」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努め」を「行わ」に改める。

第47条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第59条の38中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の36に規定する重要事項に関する規程」と、」を加え、「第59条の23第4項」を「第59条の28第4項」に改め、第3章の2第5節第4款中同条を第59条の40とし、第59条の37を第59条の39とし、第59条の36を第59条の38とし、第59条の35を第59条の37とする。

第59条の34中「規程」の次に「（以下この節において「運営規程」という。）」を加え、同条を第59条の36とし、第59条の33を第59条の35とする。

第59条の32第3項中「第59条の35第1項」を「第59条の37第1項」に改め、同条を第59条の34とし、第59条の31を第59条の33とし、第59条の28から第59条の30までを2条ずつ繰り下げる。

第59条の27第1項中「第59条の34」を「第59条の36」に、「運営規程」を「重要事項に関する規程」に、「第59条の32第1項」を「第59条の34第1項」に、「第59条の35第1項」を「第59条の37第1項」に改め、同条を第59条の29とする。

第3章の2第5節第3款中第59条の26を第59条の28とする。

第59条の25中「9人」を「18人」に改め、同条を第59条の27とする。

第3章の2第5節第2款中第59条の24を第59条の26とし、第59条の23を第59条の25とする。

第3章の2第5節第1款中第59条の22を第59条の24とする。

第59条の21中「第59条の31」を「第59条の33」に改め、同条を第59条の23とする。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型通所介護に関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の21 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第59条の22 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供にあたる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「小規模多機能型居宅介護、」を「小規模多機能型居宅介護」に、「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設又は」を「指定地域密着型介護老人福祉施設、」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「もの（以下」の次に「この章において」を加える。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「、第192条第2項」を削る。

第84条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第103条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第151条第3項ただし書中「この条」を「この項」に、「及びユニット型指定介護老人福祉施設」を「にユニット型指定介護老人福祉施設」に改め、「第53号」の次に「。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。」を、「指定介護老人福祉施設をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第50条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは」を「、」に改め、「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

- (緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、

次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「看護小規模多機能型居宅介護（）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（第82条第7項に規定する）」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び予防基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「介護（）」の次に「第82条第7項に規定する」を、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条第8項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号の表以外の部分中「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第195条第2項に次の1号を加える。

(5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第191条13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第202条中「等の活動状況」と」の次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第2項、第3項及び第4項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、附則に次の2項を加える。

9 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

10 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第10号

安曇野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安曇野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年安曇野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「以下と」の次に「し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数と」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設又は」を「指定地域密着型介護老人福祉施設、」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項及び第46条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第60条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第11号

安曇野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

安曇野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第6条第2項中「ものである」を「ものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第30条第2項第2号エ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改め、同号オ中「第32条第16号」を「第32条第17号」に改める。

第32条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条中第28号を第30号とし、第22号から第27号までを2号ずつ繰り下げ、同条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号を同条第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第32条中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治

の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 12 号

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成 17 年安曇野市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 2 項中「前項」を「前項第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項第 2 号」に改め、同条第 4 項中「第 1 項」を「第 1 項第 3 号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第 5 条の 2 第 1 号中「(昭和 33 年法律第 192 号)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の国民健康保険

税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成 30 年 2 月 16 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 13 号

安曇野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年安曇野市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「法第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第 55 条第 1 項）」に改め、同項第 3 号中「法第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第 4 号中「法第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（5） 法第 55 条の 2 の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有する者とみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の安曇野市後期高齢者医療に関する条例の規定は、施行日以後に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 55 条の 2 第 1 項各号に該当するに至ったことにより後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、施行日前に後期高齢者医療の被保険者となった者については、なお従前の例による。

平成 30 年 2 月 16 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第14号

安曇野市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例

安曇野市農業振興地域整備促進協議会設置条例（平成17年安曇野市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第4条中「2年」を「3年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の安曇野市農業振興地域整備促進協議会設置条例の規定により委嘱される最初の委員（補欠委員を除く。）の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成33年7月18日までとする。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 15 号

安曇野市明科地区森林委員会設置条例を廃止する条例

安曇野市明科地区森林委員会設置条例(平成 17 年安曇野市条例第 190 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 16 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 16 号

安曇野市都市公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 安曇野市都市公園条例（平成 17 年安曇野市条例第 207 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「行商、」を削り、同項第 4 号中「競技会」の次に「、集会」を、「博覧会」の次に「、スポーツ教室」を加え、「使用又は」を削り、同条第 4 項中「使用又は」を削る。

第 8 条の 2 第 1 項中「使用」を「利用」に改め、同条第 2 項中「有料公園施設」の前に「第 5 条の規定にかかわらず、」を加え、「使用」を「利用」に改める。

第 11 条第 3 項及び第 18 条中「使用の」を「利用の」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 11 条関係）

行為		単位	金額（円）
物品販売等		1 日	980
募金等		1 日	980
興行		占有面積 1 m ² 1 日	59
競技会、集会、展示会、博覧会、スポーツ教室等	豊科南部総合公園芝生広場（園路を含む。以下同じ。）	半面 1 時間	5,000
		全面 1 時間	10,000
	豊科南部総合公園愛犬広場	全面 1 時間	5,000
	豊科南部総合公園芝生広場及び愛犬広場以外の都市公園	占有面積 1 m ² 1 日	39
業としての写真撮影		1 日	690
業としての映画撮影		1 日	2,950

備考 上記の表にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までの競技会、集会、展示会、博覧会、スポーツ教室等の使用料は、1 日につき 5,000 円とする。

別表第 5 の 1 龍門渚公園施設使用料の表中「使用時間」を「利用時間」に改め、同表の 2 三郷文化公園施設使用料の表中「個人使用」を「個人利用」に、「使用時間」を「利用時間」に改め、同表の 3 豊科南部総合公園施設使用料の表、同表の 4 碌山公園施設使用料及び同表の 5 高家公園グラウンド使用料の表中「使用時間」を「利用時間」に改める。

第2条 安曇野市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第3中備考を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第2条による改正後の安曇野市都市公園条例の規定は、平成31年4月1日以後の施設の使用又は利用について適用し、同日前の使用又は利用については、なお従前の例による。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第17号

安曇野市営住宅条例の一部を改正する条例

安曇野市営住宅条例（平成17年安曇野市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第3号を」を「同号を」に改める。

第12条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第15条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、入居者（法規則第8条各号に掲げる者に限る。）が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃を、毎年度、法規則第9条に定める方法により把握した当該入居者の収入に応じ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条の規定により算出した額とすることができる。

第16条第1項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項の規定により収入を把握したときは、当該把握した収入を入居者の収入の額として認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

第32条第1項中「第15条第1項」を「第15条第1項又は第2項」に改め、「第8条第2項」の次に「（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）」を加える。

第34条第1項中「第15条第1項及び」を「第15条第1項若しくは第2項又は」に改める。

第40条中「第15条第1項、第32条第1項」を「第15条第1項若しくは第2項、第32条第1項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第41条中「第15条第1項、第32条第1項」を「第15条第1項若しくは第2項、第32条第1項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月16日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 18 号

安曇野市文書館条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、歴史的若しくは文化的価値を有する公文書等を収集し、保存し又は広く利用に供することにより、市の教育、学術、文化及び生活の発展に寄与するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項及び公文書館法（昭和 62 年法律第 115 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、安曇野市文書館（以下「文書館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 非現用文書 安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する公文書のうち、実施機関における管理が終了したものをいう。
- (2) 実施機関 安曇野市情報公開条例第 2 条第 3 号に規定する実施機関をいう。
- (3) 地域資料 個人、法人、団体等が所有する文書、刊行物その他の記録（前号に掲げるものを除く。）をいう。
- (4) 公文書等 非現用文書及び地域資料をいう。
- (5) 重要文書等 文書館に保存された公文書等をいう。

(名称及び位置)

第 3 条 文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
安曇野市文書館	安曇野市堀金烏川 2753 番地 1

(職員)

第 4 条 文書館に館長、専門職員その他必要な職員を置く。

(業務)

第 5 条 文書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 歴史的若しくは文化的価値を有する公文書等の移管を受け、又は収集すること。
- (2) 重要文書等の保存及び利用に関すること。
- (3) 重要文書等の知識の普及及び啓発に関すること。
- (4) 重要文書等の調査及び研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的を達成するために必要なこと。

(開館時間)

第 6 条 文書館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、開館時間を変更できる。

(休館日)

第7条 文書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（非現用文書の移管）

第8条 教育委員会は、実施機関から移管を受けた非現用文書を文書館において正確かつ迅速に整理するとともに、その経過を明らかにしておかなければならない。

2 前項に規定する非現用文書の移管に関する基準は、教育委員会規則で定める。

（地域資料の収集）

第9条 教育委員会は、歴史的又は文化的価値を有する地域資料を寄贈若しくは寄託を受け、又は購入することにより収集する。

2 前項に規定する地域資料の収集に関する基準は、教育委員会規則で定める。

（重要文書等の利用請求及びその取扱い）

第10条 教育委員会は、重要文書等について利用の請求があったときは、次のいずれかに該当するものであるときを除き、これを利用させなければならない。

- (1) 安曇野市情報公開条例第7条第1号から第3号までに規定する情報が記録されているもの
- (2) 安曇野市情報公開条例第7条第4号から第6号までに規定する情報が記録されているものであって、相当な理由があると認めるもの
- (3) 寄託者、譲渡人等と利用制限について特約があるもの
- (4) 原本を損傷しやすいものその他保存上支障のあるもの
- (5) 利用に供するための整理が完了していないもの

2 教育委員会は、前項第1号又は第2号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該重要文書等が作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該重要文書等の移管の際に利用制限に関する意見が付されているときは、当該意見を参酌しなければならない。

3 教育委員会は、第1項第1号から第3号までに規定する場合において、同項第1号若しくは第2号に掲げる情報又は同項第3号の利用制限の特約に係る情報を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

4 教育委員会は、利用請求に係る重要文書等が第1項第2号に該当するものであるとき若しくは第2項に規定する意見が付されたものであるとき、又は当該重要文書等に利用

を請求した者以外の者に関する情報が記録されているときは、当該実施機関又は当該者に対し、意見を聴くことができる。

- 5 教育委員会は、第1項第4号に該当する場合において、当該重要文書等の複写物（フィルム及び電磁的記録を含む。）による利用ができるときは、これを利用させなければならない。

（重要文書等の利用の方法）

第11条 重要文書等の利用の方法は、閲覧、写しの交付又はカメラによる撮影等とする。

- 2 重要文書等の利用の方法に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（入館の制限等）

第12条 教育委員会は、文書館を利用しようとする者が次のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、退館を命じ、又は重要文書等の利用を制限することができる。

- (1) 文書館の施設、重要文書等を損傷するおそれがあるとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) 他の利用者の利用等に支障をきたすおそれがあるとき。
 - (4) この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に不相当と認めたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により入館の制限等をされた場合に生じた利用者等の損失については、補償しないものとする。

（費用負担）

第13条 文書館の入館料及び重要文書等の利用に係る手数料は、無料とする。

（損害賠償）

第14条 故意又は過失により文書館の施設、重要文書等その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

（運営審議会の設置）

第15条 教育委員会は、次に掲げる事項を審議するため安曇野市文書館運営審議会（以下「運営審議会」という。）を設置することができる。

- (1) 文書館において収集する公文書等の選定及び廃棄に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、文書館の運営管理に関すること。
- 2 運営審議会の委員は、5人以内とし、公文書等に関する学識を有する者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
 - 3 運営審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 運営審議会に会長を置き、委員が互選する。
 - 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第 16 条 運営審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第 17 条 運営審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条、第 7 条、第 10 条から第 13 条までの規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(安曇野市情報公開条例の一部改正)

2 安曇野市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第 35 条に次の 1 項を加える。

3 この条例の規定は、歴史的又は文化的価値を有するものとして安曇野市文書館条例(平成 30 年安曇野市条例第 号)の定めるところにより特別の管理がされているものについては、適用しない。

(安曇野市個人情報保護条例の一部改正)

3 安曇野市個人情報保護条例(平成 18 年安曇野市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 31 条を第 32 条とする。

第 30 条の次に次の 1 条を加える。

(適用除外)

第 31 条 この条例の規定は、歴史的又は文化的価値を有するものとして安曇野市文書館条例(平成 30 年安曇野市条例第 号)の定めるところにより特別の管理がされているものについては、適用しない。

平成 30 年 2 月 16 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘